

北海道根室振興局告示第 25 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年（2024 年）3 月 13 日

北海道根室振興局長 岡嶋 秀典



1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

根室市常盤町 2 丁目 27 番地（第 1 工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

根室市常盤町 2 丁目 27 番地
根室市長 石垣 雅敏

3 開発許可年月日及び番号

令和 4 年（2022 年）7 月 5 日付け根建指第 453 号指令
（当初許可：R4 年 3 月 31 日付け根建指第 2972 号指令）